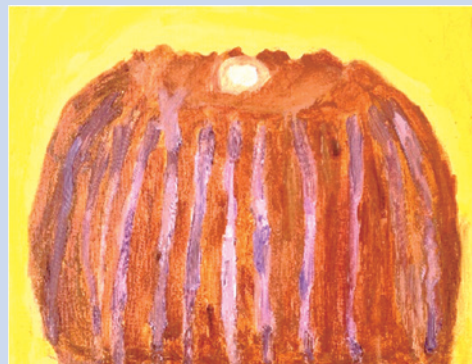


ふくしたか

令和5年12月



第11回ぴかっ to アート展大賞
【魅惑のバターナッツかぼちゃ】



【上から、かぼちゃ・そらまめ・すもも】

こちらの作品は、町内在住藤本湊也さんの作品です。
ぴかっ to アート展では大賞を受賞されました。
今回はその素敵な作品の一部をご紹介します。

【ぴかっ to アート展とは】

県内の障がいのある方々が作られた、見ているだけでワクワクする、心にぴかっと光がとめる作品の、ユニークさやそれぞれの思いの多様性を、あらわそうという思いが込められている作品展です。

12月3日～9日は
障害者週間です



この広報は、赤い羽根共同募金の配分金により作成しています。



【編集・発行】

社会福祉法人多賀町社会福祉協議会
〒522-0341

犬上郡多賀町多賀 221 番地 1

多賀町総合福祉保健センターふれあいの郷

電話:48-8127/有線:2-2039/FAX:48-8140

ホームページ: <https://www.taga-shakyo.or.jp>

車いすバスケットボール体験学習

【多賀小学校の様子】

*5年生の学習（講師による講話型の学習）

5年生は、ユニバーサルデザインの勉強をしているとのこと
で、今回はさらに「**ダイバーシティ**」「**インクルージョン**」と
いった、新しい言葉を勉強しました。

共生社会、障がいの有無を問わずにできるスポーツ「車いす
バスケットボール」や、講師の方の車いす生活についてお話
を聞き学ぶ機会となりました。



【多賀小学校の様子】

*6年生の学習（バスケットボール体験型の学習）

昨年5年生で車いすバスケットボールのルールを勉強
したみなさんは、体験学習を待ちに待っておられま
した。実際に競技用車に乗り、講師の皆さんと一緒にゲ
ームを思いっきり体験して楽しみました！

貴重な体験を通して、子ども達は多くの事を学んで
くれました。



子ども達の感想をご紹介します

- ・障がいのある人はやっぱり大変なんだと思ったけれど、人に協
力してもらってできることもあると聞いて、人との関りは大切
にした方がいいんだと思った。
- ・一人ではできなかったことも、みんなでしたらできることがわ
かった。
- ・どこか不自由なところがあっても、こんなにも楽しむこ
とができることがわかった。
- ・車いすで生活している人のことを考えていきたいと思った。

（原文のままご紹介しています。）

大滝小学校は11月24日（金）
に体験型学習をされました。
次号にてご紹介します。

みんなでつくる共生社会

12月3日～9日は、障害者週間です。

～障害のある人もない人も共に生きる社会へ～

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を
尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、障害及び障害
のある人に対するみなさんの理解と関心を広める必要があります。

【ダイバーシティ】

多様性
人種や性別、宗教、価値観、障がいと
いった様々な属性をもった人たちが、
存在していることを受け入れる。

【インクルージョン】

包含＝包み込む
多様な人々の個々の特性が、十分に活
かされて、組織（地域社会）の活動が
行われている状態のこと。

身体障害者更生会の活動のようす

【愛知犬上地区身体障害者ふれあい交流会のようす】

*11月9日に、ふれあいの郷いきいきホールにて交流会を
おこないました。
会員同士の交流を目的に毎年おこなっている恒例行事です。
障がいの種別に関係なくできる内容を考え、楽しいひと時
を過ごし親睦を深めました。



【カロム大会】



【防犯講習会：彦根署より】

【身体障害者更生会会員募集中】

「障がいがあっても、出来る範囲内で障がい者自らも積
極的に社会参加し、存在をアピールすることが大切、頼
ってばかりではいけない」
更生会の会員を増やす努力と、魅力ある活動をしたと考
えています。（大西孝雄会長談）
*身体障害者手帳をお持ちの方なら、どなたでも会員にお
入りいただけます。

お問合せ：多賀町社会福祉協議会

（ ☎ 48-8127・有線 2-2039 ）

ご存じですか？ マークの意味

このマークを見かけたら、思いやりのある
行動をお願いします。



【ヘルプマーク】

内部障害や難病の方など、外見からはわからなくても援助や配慮
を必要としている方々が、周囲の人に援助を得やすくなるように
つくられたマークです。



【障害者のための国際シンボルマーク】

障害をもつ方が利用できる建物、施設であることを明確に表す
ための世界共通のシンボルマークです。



【身体障害者マーク】

自動車運転者が肢体不自由であることを表しており、無理な幅
寄せや割り込みをしてはいけません。



【聴覚障害者マーク】

自動車運転者が聴覚障害者であることを表しており、無理な幅
寄せや割り込みをしてはいけません。



【盲人のための国際シンボルマーク】

視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機
器などにつけられています。世界共通のマークです。



【オストメイトマーク】

人工肛門・人工膀胱を増設している人（オストメイト）のため
の設備があることを表しています。



【ハートプラスマーク】

内部障害、内部疾患の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げ
るためにつくられたマークです。

【令和5年度 平和のつどい】 8月27日(日) 中央公民館にて開催しました。

戦後78年が過ぎ、第二次世界大戦を知らない戦後世代が8割を超え、戦争の悲惨さをどのように後世に語り継ぐか、今一番の課題と考えます。

今年3月、多賀町から7名の子どもたちが県遺族会主催の鹿児島方面戦跡訪問研修に参加しています。そこで見聞きした熱い想いを聞き「今を生きる私たち」が戦争を知り、平和とは何か、世代を超えて考える機会になればと「平和のつどい」を開催しました。



【戦争にまつわるパネル展示】

町内の遺族の方より提供された遺品、軍服一式・出征旗・千人針などの、戦時中の民具を展示。また、滋賀県平和祈念館より資料をお借りして滋賀の戦時中の様子をみなさんに見ていただきました。



【戦後50年誌 鎮魂と平和祈念の文集朗読】
「子どもの本のサークルこのゆびとまれ」の3名のみなさま



【子ども達が見聞きした鹿児島戦跡】

県遺族会が主催の次世代戦跡訪問事業に参加された子どもたち7名による感想発表



中学1年 川村彌嵩さん 中学1年 大町辿さん
 中学2年 曾我洸至さん 中学1年 石田ひかるさん
 小学6年 岸邊颯志さん 小学6年 大道ネネさん
 中学3年 大町銀さん(写真)

【令和5年度 福祉のつどい】 10月27日(金) 中央公民館にて開催しました。

演題「相続について」～相続対策できていますか～

講師 藤本司法書士事務所 藤本英之司法書士

「相続」＝「難しい」と思われがちですが、子々孫々まで持ち越さず、私たちの世代で解決できるようにと、講演を提案させていただきました。

相続のフローチャート図をもとに、被相続人が亡くなられてから登記手続きまでの流れを教えてくださいました。会場からの質問を受けて、具体的なアドバイスもいただき、みなさんで勉強することができました。



【ふれあい食堂】のお知らせ



ふれあい食堂

日頃のどんなことでもいいので話ができ、少しの間「ホッと」してもらえる時間になればと思い、開催することになりました。

カレーライスを食べながら、ゆっくりとした時間を一緒に過ごしませんか？

療育手帳をお持ちの方と
 そのご家族の方を対象と
 した事業です。

日時：令和5年12月16日(土)
 午前11時30分～午後1時30分
 ＊好きな時間にお越しください。

場所：多賀町総合福祉保健センター
 ふれあいの郷 いきいきホール
 ＊2階社協事務所の奥です。

メニュー：◆カレーライス
 ＊こども 100円
 ＊大人 200円

申込み：多賀町社会福祉協議会
 (電話 48-8127 有線 2-2039)

みなさんのお越しを
 楽しみにお待ちしております♡

今回は、
 ひまわり亭さんの
 カレーです！
 子ども用も特別に
 作ってくださいます♡



【フードドライブの協力お願い】



フードドライブに
 ご協力ください！

【フードバンクとは】

まだ食べられるのにさまざまな理由で廃棄される食料を企業や個人から集め、食料を必要とされる人や施設・団体に無償でお届けする活動のことです。多賀町社協は、フードバンクびわ湖さんの「フードドライブ」普及啓発活動に協力をしています。

【フードドライブとは】

ご家庭に眠っている食品を持ち寄り、フードバンクに寄付していただく活動です。

「食品ロスを地域資源へ！」

ご寄付いただいた食品は、迅速に食料を必要とされる方にお届けします。

ご寄付いただいた食品に関して、クレームや事故があった場合、ご寄付くださった方にその責任は問いません。



総合福祉保健センター
 入口の旗が目印です！
 年間通して受付中！

福祉保健センター内
 社会福祉協議会で
 お預かりします。
 お声かけください。

【フードボックスに入れていただきたい食料品】

◆条件：未開封で賞味期限が1か月以上
 残っているものをお願いします。

- *缶詰類 (ツナ缶・焼き鳥缶・サンマ缶など)
- *レトルト食品 (カレー・親子丼・牛丼など)
- *インスタント食品 (カップ麺・味噌汁など)
- *瓶詰類 (鮭フレーク・佃煮・なめ茸など)
- *乾物類 (鰹節・わかめ・昆布など)
- *ふりかけ類 (お茶づけの素など)
- *乾麺 (パスタ・ラーメンなど)



高校・大学等への進学予定の方・在学中の方 教育支援資金貸付のご案内

「教育支援資金」は、資金を貸し付けることにより、進学や就学の継続を支援し、世帯の将来的な自立につなげることを目的としています。

就学中から卒業後に就職して返済を終えるまで、継続的に相談支援をする制度です。

- ◆対象となる世帯：低所得世帯（条件等はお問い合わせください。）
- ◆申請について：借入申込者は進学されるご本人となります。
連帯借受人（収入のある親権者）が1名必要です。
*申請から貸付可否の決定まで、1ヶ月程度かかります。
- ◆必要書類：①合格（入学）証明書、在学中の場合は在学証明書
②借入する金額がわかる書類等
（学校にかかる経費が記載されたもの）



まずはお電話で
お問い合わせく
ださい。

お問合せ：多賀町社会福祉協議会 0749-48-8127



心配ごと相談

みなさんの暮らしの中での心配ごと、長年の悩みごとなど何でもご相談ください。

*予約はおりません。お気軽にお越しください。

◆場所

多賀町総合福祉保健センターふれあいの郷
ボランティア室

◆相談日

*毎月16日・土日祝日は翌平日
令和5年12月18日（月）
令和6年 1月16日（火）
令和6年 2月16日（金）

◆時間

午前9時から11時まで

相談窓口

多賀町社会福祉協議会

電話 48-8127 有線 2-2039

（月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 祝日・年末年始除く）

滋賀県犬上郡多賀町多賀 221 番地 1

多賀町総合福祉保健センターふれあいの郷内



無料法律相談

日常生活における悩みの中で、法律的な知識が必要な問題に対して、弁護士が相談をお受けします。

*秘密は厳守しますので、安心してご利用ください。

◆場所

多賀町総合福祉保健センターふれあいの郷
ボランティア室

◆相談日

*毎月、月末火曜日の午後を予定しています。
令和5年12月26日（火）
令和6年 1月30日（火）
令和6年 2月27日（火）

◆時間

午後1時30分から午後3時30分

【相談するにあたって】

・多賀町内にお住まいの方で、相談は当事者に係る内容になります。

・相談を希望される方は、事前に電話でお申し込みください。（要予約）

*氏名・住所・連絡先・相談内容をお聞きます。

申し込みは先着順となりますのでご了承ください。

・相談時間は、一人30分です。

*当日は、関係書類や相談内容をまとめたメモなどをご用意ください。

